

会 議 録 （要旨）

会 議 名	第1回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会
開 催 日 時	平成26年7月11日（木） 午後2時30分 ～ 3時30分
開 催 場 所	市役所 3 階 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：峯岸委員、田中委員、榎本委員、乃一委員、渡辺委員、小峯委員、 並木委員、山田委員、宮崎委員、本村委員 欠席者：なし
議 題	1 会長及び副会長の選出について 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	議題1について： 会長に「峯岸委員」及び副会長に「渡辺委員」で決定。 議題2について： 本検討委員会を公開とし、その取り扱いについては、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとすることで決定。 議題3について： 「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」を事務局から説明。 議題4について： 今後の会議の開催予定について事務局より説明。 第2回は、8月7日（木）多摩川上流水再生センター視察。 第3回は、8月28日（木）下水道事業の財政状況等について 第4回は、9月26日（金）下水道財政の今後について 第5回は、10月30日（木）下水道使用料の改定について
審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small>	<p>式次第</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委嘱書の交付</li> <li>○ 市長あいさつ</li> <li>○ 議 題             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 会長及び副会長の選出について</li> <li>2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について</li> <li>3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について</li> <li>4 その他</li> </ul> </li> </ul> <p>司 会 (部長)</p> <p>第1回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、委員の皆様には市長より委嘱書の交付をさせていただきます。</p> <p>なお、市長が直接自席までお持ちしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>—委嘱書の交付—</p> <p>司 会 (部長)</p> <p>以上で委嘱書の交付を終わります。</p> <p>続きまして、市長から挨拶をお願いいたします。</p> <p>……………市長挨拶……………</p>

	<p>市長</p>	<p>皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>また、この度は、下水道事業財政健全化検討委員会委員に就任いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本市の下水道事業ですが、昭和48年12月に都市計画決定を受け、昭和54年6月には市の西部地区、また、昭和60年3月には市の東部地区が供用開始となりました。</p> <p>下水道事業は、独立採算制が原則であります。短期間で整備を進めたために、多額の建設事業費を一般会計からの繰入金でまかなった時期もございます。</p> <p>現在、一般会計からの繰入金の大部分は、起債の償還金、つまり借金の返済にあてており、順調に償還が進んでおります。</p> <p>また、下水道の使用料収入につきましては、東日本大震災後、節水傾向にはありますが、現在のところ毎年10億円を超える収入がございます。</p> <p>しかしながら、下水道整備から40年近くが経過し、施設の老朽化も進んでおり、今後は施設の維持管理、地震対策、長寿命化といった部分につきましても目を向けていかなければならないと考えております。これらの改修計画を具体的化し、清潔で快適な住みよい環境を確保するため、今年度は地震対策計画を策定いたします。</p> <p>市の財政は引続き厳しい状況ですが、この下水道会計がこれからも健全に維持できますよう、ご提言をいただければと考えております。長い期間に渡りましてご審議いただくわけですが、委員の皆様のご理解、ご協力と特段のお力添えをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。</p>
	<p>司会 (部長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは早速、会議に入ります。お手元に配布させていただきました資料見出し1(参考資料1)に、本検討委員会の設置要綱がございます。この第4条に基づきまして、会長及び副会長につきましては委員の互選により選任することとなっておりますが、会長、副会長が決まるまで事務局で議事進行をさせていただきます。</p> <p>それでは、ここで委員に就任された方々の御紹介ということで、誠に恐縮ですが自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">みねぎし</p> <p>それでは、「峯岸委員」から順次お願いいたします。</p> <p>……………委員挨拶……………</p>
	<p>司会 (部長)</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、今後委員の皆様方とお付き合いをさせていただきます事務局の職員を自己紹介させていただきます。</p> <p>はじめに、大変申し遅れましたが、私は生活環境部廃棄物・</p>

		<p>下水道担当部長の佐野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>…………… 課長、主査、担当の順序で自己紹介。……………</p> <p>なお、本検討委員会の会議録の作成のため、会議の録音をさせていただきますたいと思いますので、御了承いただきますたいと思います。</p> <p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>議題1「会長及び副会長の選出について」でございます。</p> <p>先ほど御説明いたしましたとおり、設置要綱第4条で会長及び副会長は委員の互選によるとなっております。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。</p>
	委員	事務局一任
	司会 (部長)	<p>みねぎし</p> <p>只今、事務局一任の聲がございましたので、会長に「峯岸</p> <p>わたなべ</p> <p>委員さん」、副会長に「渡辺委員さん」にお願いしたいと思</p> <p>いますが、ご異議ございませんか。</p>
	委員	異議なし。
	司会 (部長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>みねぎし</p> <p>「異議なし」ということでございますので、会長に「峯岸</p> <p>わたなべ</p> <p>委員」、副会長に「渡辺委員」を決定させていただきます。</p> <p>それでは誠に恐縮ですが、会長及び副会長には、それぞれの席へ移動していただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>(会長及び副会長 席を移動)</p> <p>わたなべ</p> <p>ここで、峯岸会長及び渡辺副会長から、それぞれ御挨拶を</p> <p>いただきたいと思</p> <p>いますので、よろしくお願いいたします。</p>
	会長	<p>ただいま会長に任命されました峯岸でございます。よろしくお願</p> <p>いします。</p> <p>任命された以上、財政健全化検討委員会でより良い提案ができるように皆さんと協力していきたいと思</p> <p>います。よろしくお願</p> <p>いします。</p>
	副会長	<p>副会長に選出された渡辺です。</p> <p>微力ではございますが、会長を補佐し協力していきたいと思</p> <p>っております。よろしくお願</p> <p>いします。</p>
	司会 (部長)	<p>どうもありがとうございました。それでは、会長、副会長が決定しましたので、市長より峯岸会長へ諮問書をお渡しいた</p>

		<p>ます。</p> <p>……………市長より会長へ諮問書交付……………</p> <p>なお、市長につきましては、公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>……………市長は公務のため退席……………</p> <p>委員の皆様には諮問書の写しを後ほどお渡ししたいと思ひます。</p> <p>なお、これからの議事進行は峯岸会長の方でお願いしたいと思ひます。</p> <p>会長</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>本日の出席委員は、全員であります。</p> <p>武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、定足数に達しておりますことを委員の皆様にお知らせいたします。</p> <p>それでは、議題2「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>挙手。</p> <p>会長</p> <p>事務局。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、説明の前に、本日ご配布させていただきました、資料の確認をさせていただきますと思ひます。</p> <p>一枚目が、本日の「会議次第」でございます。</p> <p>次に、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針です。</p> <p>次に、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領（案）です。</p> <p>次に、「平成26年度検討委員会の開催予定日（案）」です。</p> <p>次に、「次回以降の会議の開催日程」です。</p> <p>次に「メモ用紙」です。</p> <p>最後に、ファイルいたしました「会議資料」になります。</p> <p>不足等ございませんか、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題2「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について」ご説明させていただきます。</p> <p>2枚目の「武蔵村山市付属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>指針の第3条の規定に基づきまして、本検討委員会の会議において、会議の「公開の可否」を諮ることとしており、その中で「公開するとした場合には、第8条第1項により「会議公開運営要領」を会議に諮って制定することになっております。</p>
--	--	---

		<p>そこで、次の資料「運営要領（案）」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>この要領は、第1条から第6条までの構成となっております。</p> <p>第1条が、要領の趣旨となっております。</p> <p>第2条が、会議の公開について規定しております。</p> <p>第3条が、非公開情報の取扱いについて規定しております。</p> <p>第4条が、会議の一部公開について規定しております。</p> <p>第5条が、傍聴の許可について規定しております。</p> <p>第6条は、委任ということで、この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとされております。</p> <p>運営要領（案）につきましては、以上のとおりでございます、会議の公開について及び要領（案）について、委員の皆様のお了承をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>簡単ですが、説明とさせていただきます。</p>
	会 長	<p>ただいま、議題2の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等ございましたらお受けいたします。</p>
	委 員	<p>なし。</p>
	会 長	<p>「なし」ということですので、本検討委員会を公開とし、その取り扱いにつきましては、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりといたします。</p> <p>それでは、運営要領の「案」をとってください。</p>
	事務局	<p>それでは、議題3「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」に入ります。事務局より説明をお願いします。</p> <p>挙手。</p>
	会 長	<p>事務局。</p>
	事務局	<p>それでは、内容に入ります前に、お手元に配布させていただきました資料につきまして、ご確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、議題3「武蔵村山市公共下水道事業の概要」につきまして御説明させていただきます。</p> <p>はじめに資料の確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、1ページから12ページまでが、これからご説明させていただきます「本市公共下水道の概要」の資料となっております。</p>

その次に《参考資料》といたしまして、インデックスで番号を付けさせていただいておりますが、1が、本検討委員会の設置要綱でございます。

次に2が、本委員会の「委員名簿」となっております。

次に3が、本市下水道条例及び同規則でございます。

次に4が、平成23年3月に策定いたしました、下水道の総合的な計画であります「下水道プラン」でございます。

次に、5が、平成23年度に設置されました「財政健全化検討委員会」からの報告書でございます。

次に6としまして、「武蔵村山市の污水排水区」をお示ししました白図になります。

最後に、「多摩川上流水再生センター」と「清瀬水再生センター」のリーフレットです。

なにか、資料に不足等はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、「武蔵村山市公共下水道の概要について」ご説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き頂きたいと思います。

「第1下水道の役割と種類及び分類について」でございます。

まず、下水道の役割ですが、下水道は雨水を排除し、また、生活や生産活動で発生いたします「污水」を処理する重要な施設であります。さらに、污水をきれいな水に浄化いたしまして、河川や海の汚れを防ぐことも下水道の大きな役割となっております。

下水道とは「污水」と「雨水」の両方を処理するものであることを、ご理解いただきたいと思います。

また、その方式ですが、2の「下水道の種類」にございますように、污水と雨水を一緒に処理いたします「合流式」、污水と雨水を分けて処理する「分流式」がございます。

武蔵村山市の場合には、污水と雨水を別けて処理する「分流式」で整備されております。

分流式と合流式には、それぞれメリット、デメリットがあるわけですが、合流式の場合には、ひとつの管渠で污水、雨水を一緒に流して処理しますので、分流式と比べ、管がひとつですので、整備が容易であります。短時間に大量の降雨があった場合、最近、よく言われております「ゲリラ豪雨」のように、一度に大量の雨水が「下水道」に流入した場合、この処理が出来ず、処理しきれない污水が雨水とともに、そのまま川や海などに排出されてしまい、水質汚濁や悪臭の発生、公衆衛生上の観点などからいろいろな問題が起きることもございます。このため、国では合流式から分流式に改善するよう指導を行っているところでございます。

一方、分流式につきましては、汚水と雨水を分けて処理をいたしますので、これらの問題は発生いたしません、汚水管と雨水管をそれぞれ別々に整備しなければならないことから、膨大な整備費用が掛かるというデメリットもございます。

次に、下水道の分類ですが、下水道には「流域下水道」と「公共下水道」、「都市下水路」がございます。まず、1つ目の「流域下水道」でございますが、これは地方公共団体（市、町等）が管理する下水道から排除される下水を受け、これを排除し、及び処理するために、2つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場（水再生センター）を有するものでございます。

また、雨水のみを受けまして、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、2つ以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ当該雨水の流量を調整するための施設を有するものをいいます。少しわかりづらいですが、一般的には、流域下水道とは、2つ以上の市町村から排出される汚水や雨水を処理するために、東京都が設置し管理する下水道の幹線と、その幹線から排出される汚水や雨水を処理するための処理場（水再生センター）をいいます。

2つ目の「公共下水道」は、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体（市町村）が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道幹線に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造物のものをいいます。一般的には、一番身近な市内の道路等に敷設してあります下水道を「公共下水道」と言います。なお、個人宅地内に個人で設置したものは「排水設備」といいます。

3つ目の都市下水路ですが、これは主として市街地内の雨水排除を目的とするものでございます。近隣では、福生市、羽村市、青梅市で実施しております。

次に2ページをお願いいたします。

「第2 流域下水道事業について」でございます。

東京都の多摩地域におきましては、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道の2つの事業を実施しております。

多摩川流域下水道につきましては、野川・北多摩1号・2号・多摩川上流・南多摩・浅川・秋川の7処理区で、それぞれの処理区に処理場（水再生センター）があるわけですが、本市は、そのうちの「多摩川上流処理区」になります。

また、荒川流域につきましては、荒川右岸処理区の1処理区でございます。

「参考資料6」の武蔵村山市の白図をご覧頂きたいと思っております。

市内を東西に概ね2分してございまして、中央から左側の青

色の太線で囲ってあります部分が多摩川上流処理区ということで、次にお話します昭島市の「多摩川上流水再生センター」に汚水が流入し、処理をおこなっております。

また、右側のピンク色の太線で囲ってある部分が荒川右岸処理区でございますが、こちらにつきましては清瀬市の「清瀬水再生センター」で汚水処理をおこなっております。

恐れ入ります、2ページに戻っていただきます。

1 多摩川流域下水道ですが、本市の場合は、先ほどもお話ししましたが、7つの処理区の中の「多摩川上流処理区」に入っております。後ほどご覧いただけたらと思っておりますが、参考資料の7に多摩川上流水再生センターのパンフレットがございます。

構成市は6市2町で、青梅市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町の大部分と立川市、武蔵村山市、奥多摩町の一部の汚水を処理しております。

多摩川上流水再生センターの概要でございますが、供用開始区域は6, 853ヘクタールで、事業計画区域面積は9, 375ヘクタールでございます。

昭島市宮沢町にございまして、運転開始は昭和53年5月で、処理能力は1日当たり約24万8千トン、施設の敷地面積は、約15万平方メートルでございます。

普及状況でございますが、全体人口が46万7千人対し、普及人口が46万4千人で、普及率は99%でございます。

次に、荒川右岸東京処理区でございますが、こちらも参考資料の7に清瀬水再生センターのパンフレットがございます。

構成市は9市で、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市の大部分、武蔵野市、小金井市、小平市、武蔵村山市の一部の汚水を処理しております。

清瀬水再生センターの概要でございますが、供用開始区域は7, 737ヘクタールで事業計画区域面積は8, 042ヘクタールであります

清瀬市下宿にございまして、運転開始は昭和56年11月で、処理能力は1日当たり約36万トン、施設の敷地面積は、約21万平方メートルです。

普及状況でございますが、全体人口が72万7千人、全体普及人口が72万7千人で普及率は約100%となっております。

次に、「第3 公共下水道事業について」ご説明いたします。本市の公共下水道事業は東京都が施工いたします、流域関連公共下水道事業として、分流式により昭和49年10月に事業に着手しております。流域下水道計画との関係から、先ほどもお話させていただきましたが、市内を東西の2つに分け、東部地

区については、清瀬市の「清瀬水再生センター」、西部地区については、昭島市の「多摩川上流水再生センター」で汚水の処理を行なっております。

雨水整備については、地形の関係から残堀川水系、空堀川水系に別れており、残堀川水系の事業認可は受けておまして一部事業に着手しておりますが、空堀川水系につきましては事業認可までには至っておりません。

汚水の平成25年度末現在の面的整備率でございますが、97.5%となっており、残りの未整備部分については生産緑地などの農地の区域となっております。このため下水道の普及率は100%となっております。

また、水洗化率ですが、平成25年度末で99.1%となっております。

下水道に未接続、水洗化になっていない世帯数は市内に270世帯ございます。未接続世帯の内訳ですが、浄化槽の世帯が128世帯、汲み取りの世帯が142世帯ございます。

下水道への未接続世帯につきましては、毎年、職員が各家庭を訪問し、水洗化についてのお願いに努めているところでございますが、未接続世帯の大半が貸家ですとか、老朽化した家屋、建て替え計画がある、経済的に困難である等の理由により未接続となっているのが現状でございます。

つづきまして「第4 公共下水道事業の法律的な位置付け」でございます。

地方財政法第6条に公営企業の財政運営の方法が定められており、政令第12条で定められております13の事業、公共下水道事業も含めまして、他には水道事業、交通事業、電気事業などがあります。これらの経理については「特別会計」をもって行なわなければならないと規定されております。

また、これら公営企業の事業について、「その経費は、その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行なってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」とされております。適正な経費負担区分を前提といたしました、「独立採算制」が義務付けられているところでございます。

次に「第5 下水道事業特別会計の現状について」ご説明いたします。

下水道事業の歳入決算額に占める歳入の内訳ですが、平成21年度から25年度の5ヶ年平均で「下水道使用料」が73パーセント、「一般会計繰入金（繰入金）」が20パーセントを占めております。

そこで、汚水処理費を下水道使用料で賄う割合であります、「汚水処理費経費回収率」ですが、平成23年度から25年度の3か年の平均ですが、114.4パーセントで、この数字上では、下水道使用料で汚水処理費を賄うことができているということになります。

しかし、これにつきましては、平成19年度の「下水道事業繰出基準に係る改正」の施行に伴い、分流式下水道の汚水資本費の一部、これも一般会計からの繰出しが認められるようになったことから、この回収率の算定において、分流式下水道の汚水資本費の一部が、下水道使用料として賄うべき汚水処理費に含まないことができるようになったことによるものでございます。

そこで、平成18年度までの従来基準により、回収率を算定いたしますと、回収率は87.5パーセントで、現状では汚水処理費を賄うことができるだけの「下水道使用料収入」を得てはいないと、いうことも言えると思います。

汚水の事業費（建設費・維持管理費）は、基本的に私費（下水道使用料）で賄い、雨水の事業費は、公費（一般会計繰入金等）で賄う、いわゆる「汚水私費、雨水公費の原則」とされておりまして。

次に5ページをお願いいたします。

「第6 公共下水道事業の主なあゆみ」です。

まず、本市公共下水道は、昭和48年12月に都市計画決定、武蔵村山市下水道条例が制定されて事業がスタートしております。

昭和49年4月に下水道事業特別会計を設置し、同年9月には市の西部地区の多摩川上流処理区の事業認可を受け、10月から事業着手し、昭和54年6月に供用開始されております。

また、昭和54年12月には、市の東部地区の荒川右岸処理区の事業認可を受け、昭和61年3月には供用が開始されているところでございます。

下水道使用料の改定及び検討委員会の関係ですが、昭和57年4月に40.7%の改定を行っております。

続きまして、平成4年度に財政健全化検討委員会でご審議いただき、その結果、平成7年12月に平均で40.3%、平成9年1月に平均で24.1%、平成10年7月に平均で8.9%の改定をそれぞれ行っております。

また、平成11年度の検討委員会の結果では、平成12年7月に平均で10.0%、平成13年7月に、平均で6.4%の改定をそれぞれ行っております。

平成14年度の検討委員会の結果では、3か年に分けて改定を行いまして、平成15年10月に平均で5.0%、平成16年10月に4.8%、平成17年10月には、4.5%それぞれ

れ改定を行なったところでございます。

そして、前回、平成19年度の検討委員会におきましては、答申内容を受けまして、平成20年10月に5.0%、平成21年度に平均4.7%の改定を行ったところでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

「第7 下水道使用料について」ご説明いたします。

ここでは下水道使用料の徴収について、法的な根拠を若干、ご説明させていただきます。

下水道は公の施設に該当しまして、地方自治法第225条の規定により、その利用に対し条例の定めるところにより使用料を徴収することができることとされております。

また、下水道法第20条では、公共下水道管理者（市長）は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができることとされております。これは、使用者を特定できることや、便益を享受していることから、全ての経費を税負担するのではなく、使用者負担とすることにより費用負担の公平の原則に合致するため、公共下水道管理者に使用料徴収の一般機能が与えられているものでございます。

具体的には、武蔵村山市下水道条例第12条の2に「下水道使用料」を規定させていただいているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

「第8 東京都26市の公共下水道普及状況」でございます。

これは、1年ほど前のデータになりますが、平成25年4月1日現在の多摩地域の各市の公共下水道事業の普及状況を一覧表にしたものでございます。武蔵村山市は下段の方にございますが、普及状況は100%でございます。

次に、8ページ、9ページでございます。

「第9 武蔵村山市公共下水道事業特別会計決算（予算）の状況」ですが、8ページには平成17年から平成21年度、9ページには平成22年度から平成25年度までの公共下水道事業特別会計歳入・歳出の決算、及び今年度、平成26年度の予算について載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、この表では若干、見づらいところもございますので、次の10ページをご覧いただきたいと思います。

「第10 歳入合計額に占める下水道使用料及び一般会計繰入金等の割合」を表にさせていただいております。

下段にはそれぞれの割合を棒グラフで示してございます。

この中で「下水道使用料」については、平成17年度の歳入合計額に占める割合が50.9%でございましたが、平成26

年度予算では、87.5%であり36.6ポイント歳入に占める割合が多くなっております。

次に、一般会計繰入金ですが、平成17年度では、歳入合計額に占める割合が40.8%でしたが、平成26年度予算では、6.4%であり、34.4ポイント歳入合計に占める割合が少なくなっております。

平成23年3月に策定されました第四次武蔵村山市長期総合計画の前期基本計画の中では、数値目標としまして下水道事業繰出金割合を平成27年度までに15%以内することとされておりますが、この数値目標につきましては、平成25年度に達成したところでございます。

「その他の歳入」の内容ですが、「下水道受益者負担金」、「前年度からの繰越金」、「公共下水道事業・流域下水道事業についての地方公共団体金融機構からの借入金」でございます。

次に11ページをお願いいたします。

「第11 科目別歳出状況」でございます。

この表の中の、「1の総務費」ですが、こちらは人件費、一般事務費、各種協議会等の負担金、車両管理経費、下水道使用料徴収委託料などがございます、一番下の段ですが、平成26年度予算では1億6,139万8千円で歳出合計に対し13.6%の支出割合となっております。

次に「2の事業費」でございますが、下水道管の敷設や維持管理経費、流域下水道維持管理負担金、これは先ほどお話ししました、清瀬水再生センター及び多摩川上流水再生センターに本市から流入しました汚水を処理していただくための経費、また、各センターの建設工事費などで、平成26年度予算では5億5,857万7千円で歳出合計に対して47.1%の支出割合となっております。

次に「3の公債費」ですが、工事等のために借り入れた「借入金」の元金及び利子の償還に充てるもので、平成26年度は4億6,426万8千円で、歳出合計に対して39.1%の支出割合となっております。

「4の予備費」は2百万円で、0.2%となっております。

続きまして12ページでございますが、東京都26市の下水道使用料の状況を一覧表で示したものでございます。下水道使用料の現況ということで、本年4月現在の状況で使用料のランク別の単価で表しております。

まず、上段の「立川市」から「羽村市」の表ですが、本市を含みます15市が、基本料金の設定を「月10立方まで」としてございまして、排出量に応じて表の右側に示す単価が加算されていきます。

次に、その下の表の八王子市以下9市及び東京都の基本料金

		<p>の設定は「月8立方まで」となっております。</p> <p>最下段の国分寺市とあきる野市につきましては、他の市とランクの区分が異なっているものでございます。</p> <p>次に表の右側をご覧くださいと思いますが、月額の使用料を10立方、20立方と言ったようにランクごとの使用料について比較をしております。</p> <p>一番下の段に、ランク別の本市の順位を示しておりますが、月に10立方使用の場合は、26市中17位であります。同じく、20立方使用の場合は18位、25立方使用の場合は、18位、30立方、40立方及び50立方使用の場合は、26市中19位というような状況となっております。</p> <p>雑駁ですが、以上で「武蔵村山市公共下水道事業」の概要説明とさせていただきます。</p> <p>会 長            ただいま、議題3の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等がございましたら、お受けいたします。</p> <p>委 員            なし。</p> <p>会 長            それでは、議題「4 その他」に入ります。 事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局           挙手。 それでは「その他」ですが、2点お願いいたします。 今後の会議予定と委員謝礼について、でございます。</p> <p>「平成26年度検討委員会の開催予定日（案）」をご覧くださいと思います。</p> <p>本日、7月11日を第1回目といたしまして、今後5回、全6回の会議の開催を予定しております。</p> <p>そこで、次回、第2回目の委員会でございますが、下水道事業について、さらに御理解をいただくため、昭島市にございます、多摩川上流水再生センターを視察していただきたいと思っております。</p> <p>次に第3回目は、8月下旬に「下水道事業の財政状況等について」ご説明させていただきたいと考えております。</p> <p>次に第4回目は、9月下旬に「下水道財政の今後について」、第5回目は10月下旬に「下水道使用料の改定について」、最終回である第6回目は、11月下旬に「報告（案）について」検討いただき、12月上旬から中旬には市長へ報告をいただきたいと考えております。</p>
--	--	--

		<p>次に、「次回以降の会議の開催日程」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>先ほどご説明申し上げましたが、次回、第2回目につきましては、8月7日(木)に多摩川上流水再生センターの視察をしていただきます。</p> <p>次に第3回目ですが、時間が空欄となっておりますが、8月28日(木)午前10時から市役所の会議室で開催したいと考えております。</p> <p>第4回目の日程ですが、9月26日(金)午前10時からお願いしたいと思っております。委員の皆様はいかがでしょうか。</p> <p>会 長                    9月26日(金)でよろしいでしょうか。</p> <p>委 員                    できれば、10月の日程まで決めていただきたい。</p> <p>事務局                   10月30日(木)でいかがでしょう。</p> <p>委 員                    だいじょうぶです。</p> <p>事務局                   では、第4回目は9月26日(金)午前10時から、第5回目は10月30日(木)午前10時からです。よろしくお願ひします。</p> <p>8月7日(木)は8時50分に市役所玄関ロビーに集合ということでよろしくお願ひします。</p> <p>続いて2点目、「委員謝礼」について、でございます。</p> <p>本日、会議に出席をいただきました委員謝礼でございますが、ご指定をいただきました口座に、今月末までに振込をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(委員長:11,500円/日、その他の委員11,000円/日、通帳記載:ゲスイドウ ムサシム)</p> <p>以上でございます。</p> <p>会 長                    ただいま、議題4の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等がございましたら、お受けいたします。</p> <p>それでは、特にないようですので、第1回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を終了したいと思います。皆様長時間に渡り誠にありがとうございました。</p>
--	--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <span style="float: right;">傍聴者：_____ 0 人</span>
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <span style="float: right;">)</span>
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____ ) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____ )

庶務担当課	生活環境部 下水道課 (内線：255)
-------	---------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)